

# 産廃か放射性物質か

# 県、チタン汚泥に苦慮

## 石原産業問題 国の見解二分

石原産業四日市工場での一連の不正問題で、東海3県の7市民団体が28日、同社が四日市市の小山最終処分場に捨てた汚泥「アイアンクレイ」を同社に回収・管理させるよう県に申し入れた。同社によると同処分場に約33万トンあり、その3分の1が放射線量が国の自主管理基準を上回る。自主回収させるべき産業廃棄物なのか、産業廃棄物としては処理できない放射性物質なのか、国の見解も分かれており、県は対応を決めかねている。

(小泉浩樹)

### 市民団体、回収指導を要請

申し入れたのは、「放射能のゴミはいらない!市民ネットワーク・岐阜」(兼松秀代代表)、「四日市再生・公害市民塾」(中田憐夫代表)など。3月下旬に同社からの報告で不正を把握しながら公表しなかった県の対応に抗議したうえで、

小山最終処分場にある放射線量の自主管理基準を超えたアイアンクレイについて、「捨て得を許してはならない。県は早急に石原産業に回収、管理させ、行政の責任を果たすべきだ」と訴えた。アイアンクレイは酸化チタ

ン製造過程で発生した汚泥で、放射線は原料のチタン鉱石に由来する。石原産業は98年から04年にかけて、自主管理基準を超えたアイアンクレイを、県などに基準値以下とするその報告をして同処分場に捨てていた。放射性物質を含む廃棄物は本来、同処分場に捨てられないが、国が91年にまとめた「チタン鉱石問題に関する対応方針」で、1時間あたりの放射線量率0・14マイクログレイ以下だと、廃棄物処理法に基づいて同処分場で処理できる。だが、自主管理基準を超えた場合の対応はつきりしない。

住民団体らは、チタン廃棄

物が自主管理基準を超える場合、製造事業者の責任で回収などの必要な措置を講ずるよう指導するとした91年の旧厚生省の通知を根拠に、回収の指導を主張。ただ、現在担当する環境省は、「アイアンクレイは自主管理基準を超える放射性量率を含み、廃棄物処理法に基づき廃棄物ではない、(放射性物質を管轄する)文科省が対応すべき問題」とする。一方、文科省は「通知を所管する環境省が対応すべきだ」との立場だ。県環境森林部は両省と相談しているが、「両省が押し付け合っていて、対応方針が定まらない」と頭を抱えている。

◇ 石原産業は6月9、10日の四日市工場の施設公開の概要を発表した。9日午後2時から地元住民向け、10日午前10時から一般向け、同日午後2時から各種団体向けに実施する。各50人を予定。申し込みは6月2日までに同社のフリーダイヤル(0120・456・165)へ。